

# 法律学科におけるカリキュラムの再検討

法律学科 FD 研究会

はじめに、木原正雄法律学科主任が、卒業単位、コース制、セメスター制、専門科目、外国語、文章表現法、情報の科目、全学共通科目について、法律学科のカリキュラム全般にわたる見直しの必要性とその論点に関する基調報告を行った。そのなかで、卒業単位の削減とともに、コース制については、その意義の低下、登録者の偏在や事務処理の簡素化等の観点から廃止すべきこと、学生への履修モデルの提示によるよりきめ細かな対応の必要性があること、専門科目については、現在の「コース必修科目」を必修科目と選択必修科目に整理しつつ、民法系科目の整理を行うことが提言された。引き続き、山口志保教授から報告がなされ、コース制の限界、東松山開講科目と板橋開講科目との調整の困難性（特に過年度試験登録制度の導入）、民法科目の見直し、法学特殊講義と6コマ対策（現行では、専任教員は通年6コマ担当することが義務づけられている。）について提言がなされた。以上の二つの報告に基づいて質疑応答、フリートーキングが行われた後に、夏期休暇終了後に法律学科専任教員から意見書の提出を求めることとなった。

## 法律学科におけるカリキュラムの再検討 Part II

法律学科 FD 研究会

はじめに、木原法律学科主任が、夏期休暇終了後に提出された意見書についての報告と論点整理を行った。まず、コース制の廃止については異論がなかったこと、卒業単位の削減については、現行の134単位から128単位ないし124単位への削減の意見があったこと、専門科目については、必修科目は、憲法1（立憲主義・基本的人権）、刑法総論、民法総則、債権総論、不法行為法（2単位）、家族法、消費者契約法を中心とした契約法、労働法基礎、裁判法（裁判員制度の解説に力点を置いて）とし、上記以外の科目は、すべて選択科目とする案、現在の「共通必修科目」のほかに、民事訴訟法、刑事訴訟法、会社法概説、商法総則手形小切手法、親族法・相続法を必修科目とする案などの多様な意見があったこと、英語科目については、現在の「現代英語 AB」を選択科目又は自由科目とする案、3年次に

自由科目として、現在の「コミュニケーション英語 ABCD」と類似の科目、TOEFL/TOEIC 対策の科目などを新設する案があったことなどが報告された。また、セメスター制については、これに言及している意見書ごとにセメスター制の理解が異なるため、共通認識を確立する必要があることが提言された。以上の報告に基づいて質疑応答、フリートーキングが行われ、セメスター制については、現行の通年科目を前期 A・後期 B という半期科目に分割するとの案（履修した学生が前期 A の科目の単位を修得できなくても、後期 B の科目は単位を修得できる可能性が生じる。）が出席者の多数から示された。次に、カリキュラム全体を検討するために、①卒業単位、セメスター制、全学共通科目、②専門科目（民法系科目）、③専門科目（民法系科目以外）、④外国語（英語）、⑤情報という5つのワーキング・グループを設置して詳細を検討することが提案された。